

一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し) 概要版



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん

みんなでごみを減らしましょう!

令和3年9月

四街道市

計画の基本的事項

○基本計画策定の目的

本計画は、四街道市（以下「本市」という。）のごみ処理及び生活排水処理について、長期的視点からの基本方針及び具体的な取組と進捗管理の方法を明らかにすることにより、一般廃棄物処理事業を円滑に推進していくことを目的に策定するものです。

策定にあたっては、循環型社会形成推進を意識し、「もったいない」という考え方を浸透させることによって、排出の抑制（Reduce(リデュース)）や物の再使用（Reuse(リユース)）等2Rに関する行動の励行、また適正な分別による資源の再生利用（Recycle(リサイクル)）を加えて3Rとし、この3Rを取組の中心として、廃棄物の減量化・資源化の実現を目指し、かつ、環境負荷の低減に寄与することとします。

今回の見直しでは、計画策定から5年が経過し、社会的状況等の変化や令和2年2月改訂の「四街道市人口ビジョン」において、市の人口ピークが令和12年に見直されたことから、ごみ排出量の数値目標等を改めて検証しました。また、後述する3つの基本方針について、その方向性を踏まえた新たな取組の追加等を行いました。

見直し後における本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」として位置づけることとします。

○計画の期間

本計画は、平成26年度を基準年とし、平成28年度から令和7（平成37）年度までの10年間を計画期間とします。

計画期間の令和2（平成32）年度（中間目標年度）までを計画前期、令和7（平成37）年度（目標年度）までを計画後期とし、計画の進捗管理を行っていくものとします。

○計画の対象廃棄物

本計画の対象は、「ごみ」及び「生活排水」です。

ごみ処理の現状

○ごみの分別(6種 11 分別 17 区分)

ごみの分別は可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の6種類に分け、さらに11分別17区分に分類しています。

ごみの分別種類	
1.可燃ごみ	
2.プラスチック・ビニール類	
3.不燃ごみ	
4.有害ごみ	
5.粗大ごみ	
6.資源物	【びん(無色、茶色、その他)】【缶(アルミ・スチール)】【古紙(新聞(折込広告含む)、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ)】【繊維】【ペットボトル】【廃食油】

〇ごみ排出量の現状

過去5年間の生活系ごみと事業系ごみの排出量は、図1に示すとおりです。年間排出量は平成28年度(27,862 t)まで増加傾向にあり、平成29、30年度で減少しましたが、令和元年度(28,236 t)で増加しています。

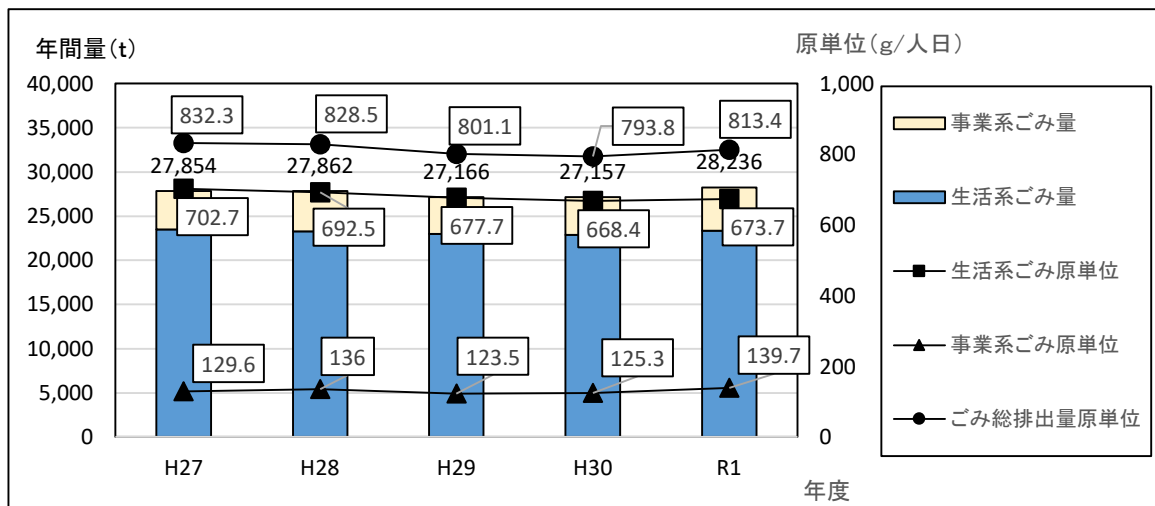


図1 生活系ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

語句の説明

・生活系ごみ

家庭系ごみと資源物(クリーンセンター取扱分・集団回収・拠点回収)を合計したごみを示します。

〇ごみ処理の現状

令和元年度の本市のごみ処理フローは、図2に示すとおりです。ごみの処理は四街道市クリーンセンター内に焼却施設(165t/日(82.5t/24h×2炉))と粗大ごみ処理施設(15t/8h)を整備しており、可燃ごみと粗大ごみを処理しています。その他のごみは、民間業者にて処理委託しています。また、焼却残渣や不燃ごみ残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。

過去5年間のリサイクル率と最終処分率は図3に示すとおりです。令和元年度のリサイクル率は21.4%、最終処分率は9.5%となっています。

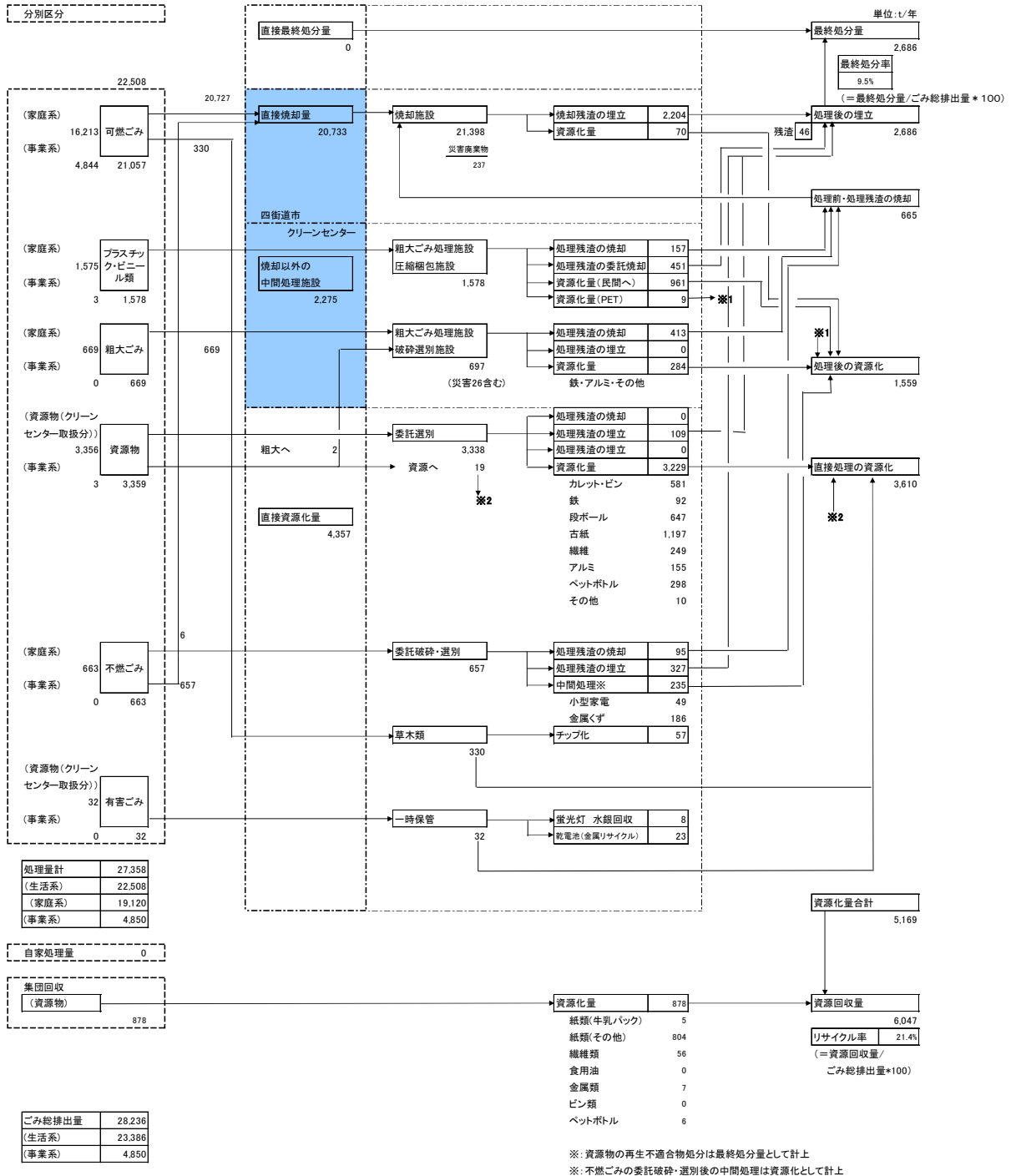


図 2 ごみ処理フロー図

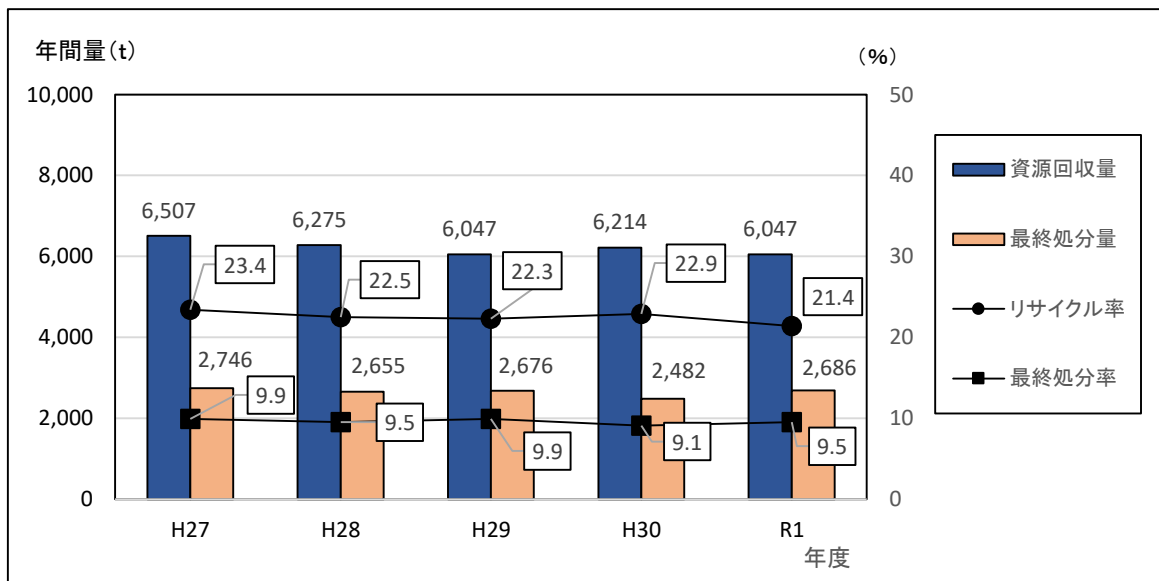


図3 リサイクル量及び最終処分量の推移

○ごみ質の状況

本市では、平成27年度から令和元年度までに60サンプルのごみ質調査を実施しています。

令和元年度の可燃ごみ組成の状況は図4に示すとおり、紙類が全体の半分以上を占めており、次いでプラスチック類、厨芥類の割合が多くなっています。

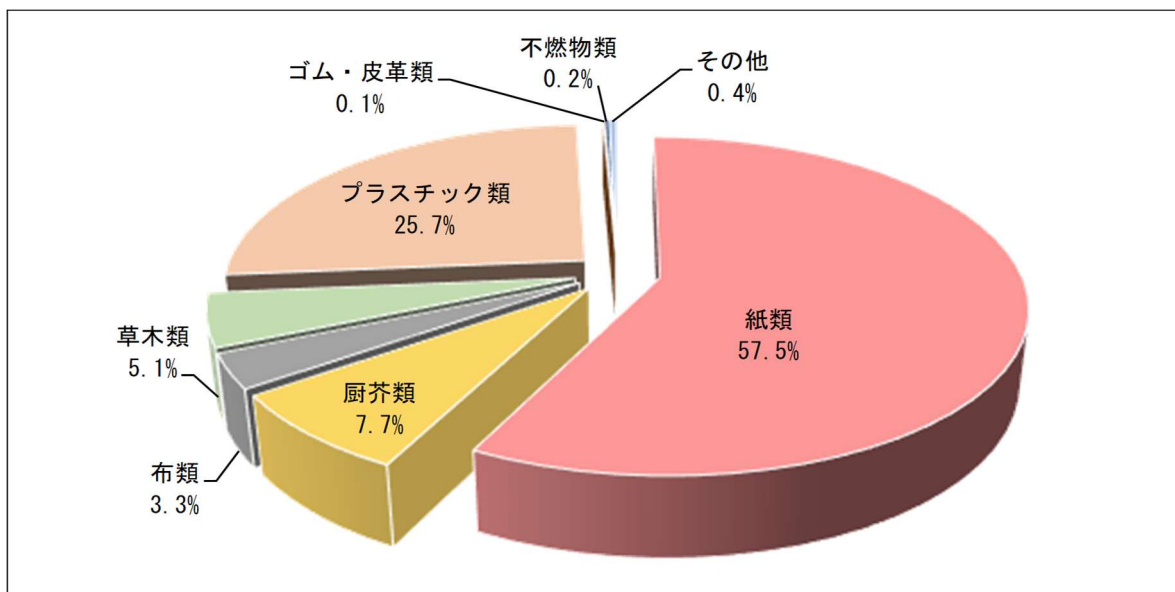


図4 令和元年度の可燃ごみ組成の状況

○ごみ処理における課題

ごみの減量化や循環利用を推進するため種々の施策を実施してきました。その過程で次に示す課題があります。

- ①家庭系、事業系ごみの発生抑制を促す各種施策（令和2年9月に家庭系ごみ処理手数料制度を導入）、食品ロス削減施策の充実
- ②再使用（リユース）を推進するための市民啓発と事業者への働きかけ
- ③資源回収の向上と収集する資源物を適正に処理、保管するための施設整備
- ④脱炭素社会に向けたプラスチック製廃棄物の収集運搬体制の計画
- ⑤中間処理施設の整備
- ⑥最終処分量の可能な限りの削減と最終処分先の確保
- ⑦特別管理一般廃棄物、不法投棄に対する継続的な対応と災害廃棄物に対する処理体制の構築

ごみ処理基本計画

○基本方針

基本理念

循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～

ごみ処理基本計画体系は、基本理念として「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」を掲げ、「2Rを意識した3Rの推進」と「市民・事業者・行政の協働」、「適正処理の構築」の3つの基本方針のもとで21の施策を実施します。

○数値目標

目標の指標は1人1日あたりごみ総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分率とし、表1に示すとおりです。

ごみ総排出量は令和元年度の28,236tが、令和7年度には1,743t減少し、26,493tとなります。（図5）

食品ロス発生量に係る目標は表2に示す通りです。

表1 数値目標

項目	H27年度	R1年度 (現状)	H32 (R2) 年度 (前計画中間 目標値)	R7年度 (目標年度)
1人1日あたり 総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	832 g/人日	813 g/人日	793 g/人日	755 g/人日
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	554 g/人日	551 g/人日	497 g/人日	495 g/人日
リサイクル率	23.4 %	21.4 %	26.4 %	23.9 %
最終処分率	9.9 %	9.5 %	9.3 %	9.2 %

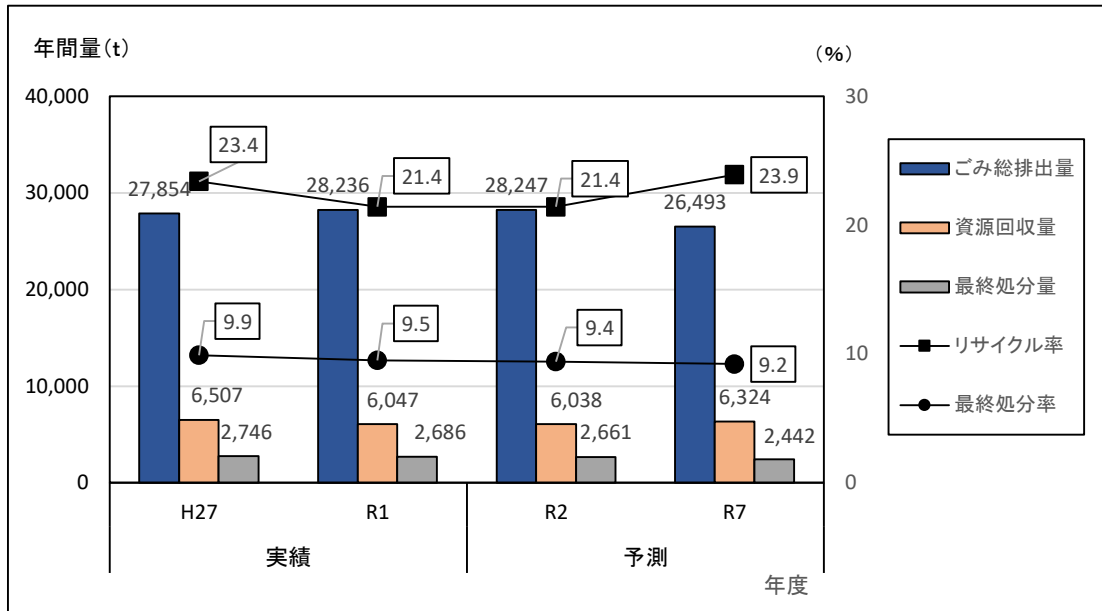


図5 目標年度における総排出量・資源化量・最終処分量の推移

表2 食品ロス発生量に係る目標

項目	R2年度 (現状)	R7年度 (目標年度)
1人1日あたり 食品ロス発生量	38.5 g/人日	約29 g/人日 (R12年度(2030年度)までに半減を目指す)

○計画実現のための各種施策

計画実現のために取り組む各種施策を以下に示します。

基本方針 1 2Rを意識した3Rの推進

1-1 発生抑制・再使用・資源化の推進

(1) 3Rに関する意識啓発活動の推進

① 3R意識の向上のための広報活動の実施

重点項目

(2) 発生抑制・再使用の更なる推進

① 発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施

- ・リサイクルショップ・フリーマーケット活用の奨め
(不要品の出品、再使用目的品の購買による再使用の推進)
- ・リユース品交換制度活用の奨め(不要品の提供、利用による再使用の推進)
- ・食品ロス削減に係る意識啓発の実施(四街道市食べきり協力店事業、市内高等学校との連携によるイベント時の使いきり料理の販売、レシピの提供)
- ・生ごみリサイクルの意識啓発の実施(生ごみ処理容器、発酵資材等の提供)

② 発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入

- ・家庭系ごみの処理手数料制度の導入(令和2年9月1日より導入)
- ・リユース品交換制度の継続、更なる充実
- ・良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入 ・フードドライブの実施

(3) 資源化の推進

① 資源化の推進に繋がる意識啓発の実施

- ・集団回収への協力要請 ・雑がみ分別の広報等

1-2 3R推進のためのしくみづくり

重点項目

(4) 発生抑制・再使用のための側面支援

- ① 市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援
(市民団体の生ごみたい肥化事業、情報提供支援、生ごみ処理容器・発酵資材の提供)
- ② エコショップ制度の側面支援
- ③ 事業系ごみの分別の徹底及び資源ごみの自己処理の要請
- ④ 家庭系ごみの処理手数料制度の導入(令和2年9月1日より導入)
- ⑤ 拡大生産者責任の明確化
- ⑥ リユース品の交換制度の充実
- ⑦ 食べきり協力店制度の側面支援
- ⑧ 雑がみ分別の支援

(5) 資源化のための側面支援

- ① 広報手法や広報媒体の充実
- ② 使用済みインクカートリッジの回収
- ③ 廃乾電池の拠点回収の試行実施

2-1 市民の取組

(6) 循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換

- ①もったいない意識を常に心がける
- ②ごみの減量化、資源化等の環境問題に関心を持つ
- ③市民団体の生ごみ堆肥化事業等への参加

(7) 分別排出への協力

- ①分別を徹底し、異物混入を防止
- ②雑がみを資源化するための分別の徹底

(8) 不法投棄防止への協力

- ①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力

2-2 事業者の取組

(9) 自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力

- ①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施

(10) 拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮

- ①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売

(11) 環境保全・資源保全に関する取組の公表

2-3 行政の取組

(12) 本計画の基本理念及び基本方針の周知

- ①ごみ処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動
- ②拡大生産者責任の働きかけを行う
- ③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続

(13) 計画達成のための具体的施策等の実践

- ①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介

3-1 収集・運搬の検討

(14) 状況の変化に対応した収集・運搬の検討

- ①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討
- ②粗大ごみの処理券の導入の検討
- ③プラスチック・ビニール類の一括回収

(15) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

- ①低公害型車両の導入誘導

3-2 中間処理施設の整備

(16) 新ごみ処理施設の整備の検討

- ①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定
- ②次期ごみ処理施設の基本計画策定

(17) エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設（次期ごみ処理施設）の整備
- ②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施

(18) マテリアルリサイクル推進施設の整備

- ①マテリアルリサイクル推進施設（破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備

3-3 最終処分の検討

(19) 最終処分量の減量化の検討

- ①処分残渣の取扱について検討

(20) 最終処分方法の検討

- ①災害廃棄物の最終処分対応について検討

3-4 適正な事業経営の推進

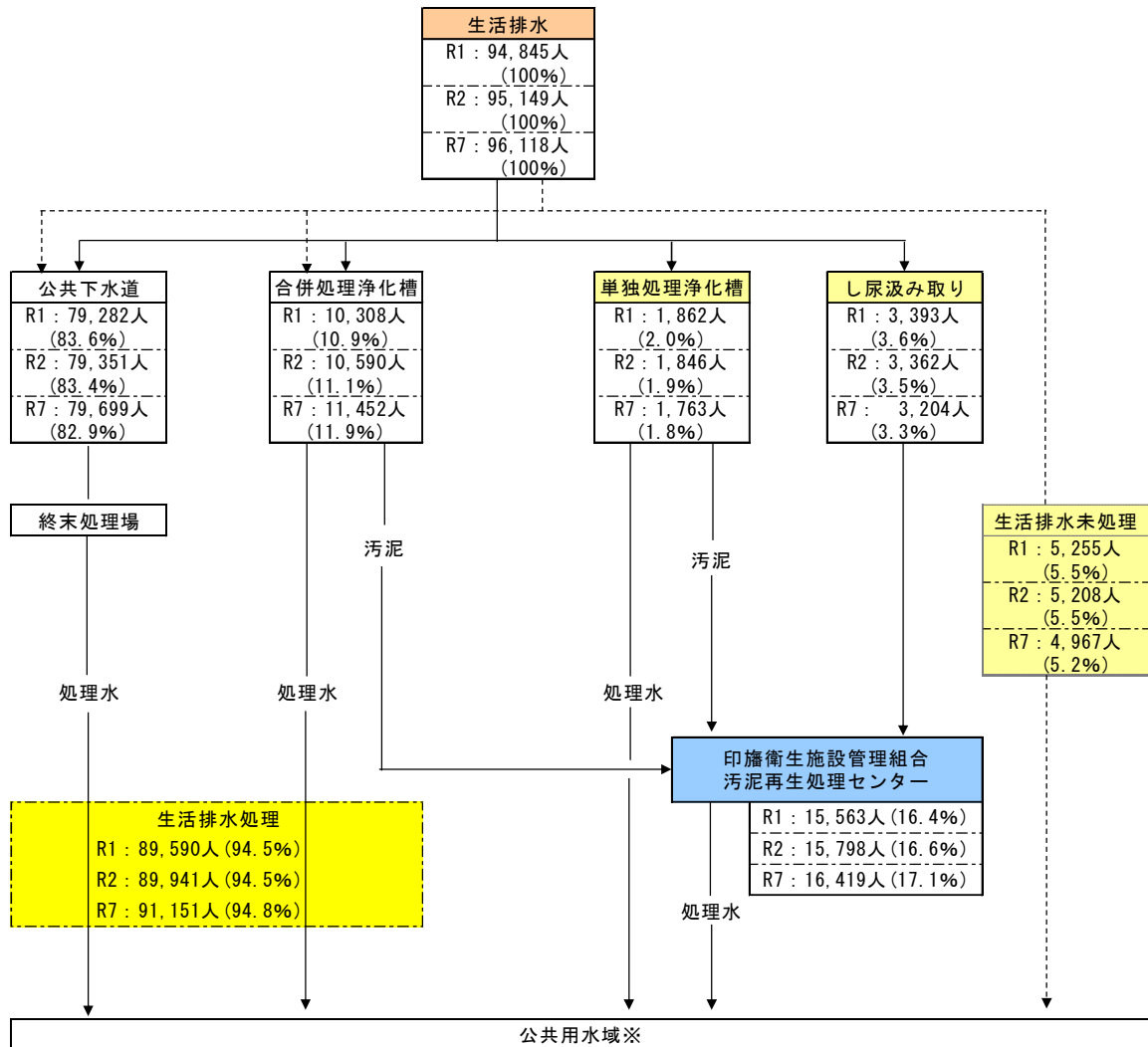
(21) スtockマネジメント体制の整備

生活排水処理の現状

○生活排水処理

本市の下水は印旛沼流域関連公共下水道事業として、印旛沼流域下水道へ接続し、千葉市にある花見川終末処理場で処理されています。また、合併処理浄化槽汚泥及び単独処理浄化槽汚泥・し尿は、佐倉市にある印旛衛生施設管理組合で処理されています。

なお、令和元年度における本市の生活排水処理人口は、公共下水道 79,282 人（計画処理区域内の 83.6%）と合併処理浄化槽 10,308 人（同 10.9%）を合わせた 89,590 人（同 94.5%）となっています。



※公共用水域は印旛沼水系で鹿島川、上手線川があり、東京湾水系で勝田川流域があります。

凡例

———	し尿
- - - - -	生活排水
公共下水道	処理施設名称
○○人	処理人口
○○%	処理率

図6 生活排水処理の現状と将来

○生活排水処理の課題

生活排水処理の課題を以下に示します。

- ①汲み取りし尿から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進
- ②単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進
- ③公共下水道供用開始区域での未接続者の早期接続の推進
- ④水循環の保全に配慮したライフスタイルへの転換
- ⑤適正な生活排水処理施設の維持管理

生活排水処理基本計画

○基本方針

基本理念

水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～ 生活排水処理率100%に挑戦 ～

生活排水処理基本計画体系は、基本理念として「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率100%に挑戦 ～」を掲げ、「生活排水処理の推進」と「市民・事業者・行政の協働」、「適正維持管理の推進」の3つの基本方針のもとで15の施策を実施します。

○目標数値

令和7年度までに生活排水処理率94.8%を目指します。

○計画実現のための各種施策

計画実現のために取り組む各種施策を以下に示します。

1-1 公共下水道の普及

(1) 経済的助成制度

- ①公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、「四街道市水洗便所改造資金助成条例」の周知を働きかける

(2) 水環境の保全意識の向上

- ①公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける

1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及

(3) 経済的助成制度の周知

- ①公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽への転換設置を誘導するため、「四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱」に基づき、転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける

(4) 水環境の保全意識の向上

- ①高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける

2-1 市民の取組

(5) 循環型社会のライフスタイルへの転換

- ①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める
- ②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める
- ③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力

(6) 生活排水対策の実施

- ①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める

2-2 事業者の取組

(7) 自己処理の原則に基づく適正処理

- ①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減

(8) 環境保全・資源保全意識の向上

- ①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上
- ②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力

2-3 行政の取組

(9) 本計画での基本理念及び基本方針の周知

- ①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者にも周知と行政の積極的行動
- ②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供

(10) 計画達成のための施策等の決定

- ①各種施策の実施計画の策定及び予算の確保

3-1 適正な収集・運搬体制の維持

(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持

①し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持

(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

①環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上

3-2 中間処理施設の適正管理

(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進

①法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進

(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進

①汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全

②受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の増量に適正に対応）

(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理

①公共広域下水道処理施設の適正な維持管理

各種施策(具体的施策)の進行管理

○計画の推進体制

計画を推進するために、計画の進行、管理を行い、ごみ処理対策委員会等への報告を行います。

○計画の進行管理

一般廃棄物処理基本計画に掲げた施策について、PDCAサイクルによる計画の進行管理を実施します。

○年次報告書の作成

本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を策定します。このとき、毎年度の点検、評価結果を示します。

○計画の段階的見直し

毎年の点検、評価に基づいて計画の段階的見直しを行います。その結果は、市の広報媒体をとおして公表してまいります。また、ごみ処理対策委員会からの提案や、市民の意見を計画の見直しに反映させていきます。

四街道市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)
概要版

令和3年9月

発行 四街道市
千葉県四街道市鹿渡無番地
TEL 043-421-6132
FAX 043-424-2013